

「与謝野町文化財保存活用基本計画

—文化財保護から文化遺産の活用へ—」



平成20年6月17日

与謝野町教育委員会

目 次

例 言

- 1 基本計画策定の主旨
- 2 文化財と文化遺産
- 3 まちづくりとの連携

第Ⅰ部 与謝野町の文化遺産

1 歴史の変遷

- ① 古 代
- ② 中 世
- ③ 近 世
- ④ 近 代

2 各文化遺産の特性

- ① 文化的景観
- ② 町並み（伝統的建造物群保存地区）
- ③ 神社と寺院
- ④ 暮らしと祭
- ⑤ 遺跡と古墳
- ⑥ 戦乱の歴史と山城跡
- ⑦ 交通の歴史「加悦鉄道」

3 文化遺産公開施設の活用

- ① 与謝野町立古墳公園
- ② 江山文庫
- ③ 加悦椿文化資料館
- ④ 三河内郷土資料室
- ⑤ 旧尾藤家住宅
- ⑥ 農村文化保存伝習センター

第Ⅱ部 文化財基本計画

1 文化遺産保護の基本理念

2 文化財保護活用の基本方針

- ① 調査と研究、啓発
- ② 保存と管理
- ③ 指定・登録
- ④ 整備・活用

3 文化遺産保護と活用の展開

- ① 文化財保護委員会
- ② 文化遺産に携わる関係者の育成
- ③ 地域が主体となる活用
- ④ 子どもたちと文化遺産
- ⑤ 情報発信
- ⑥ 他行政分野との連携

4 町民・事業者・行政の協働と役割（自助、公助、共助、商助）

- ① 所有者の役割（自助）
- ② 行政の役割（公助）
- ③ 町民の役割（共助）
- ④ 事業者の役割（商助）
- ⑤ 協働



与謝野町文化財保存活用基本計画

— 文化財保護から文化遺産の活用へ —

<例 言>

1.基本計画策定の主旨

与謝野町は平成 18 年 3 月 1 日、岩滝町、野田川町、加悦町が合併してできた新しい町です。町内には深いブルーに燦めく重要文化財大風呂南 1 号墓出土のガラス釧や 1600 年前の日本海三大古墳蛭子山古墳を整備した古墳公園、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた加悦の町並みなど歴史と文化に恵まれた町です。

今日、社会情勢と価値観の変化により、これまで見過ごされてきた景観という概念が文化財に新たに導入されるなど、文化財をめぐる新しい動きが始まっています。

これまでの文化財は単体としてそれぞれ保存・活用されてきましたが、これからは文化財をとりまく地域の長い歴史や伝統文化を背景にして、文化財をテーマごとに周辺環境も含めて総合的にとらえていく視点が必要になってきます。

与謝野町としては、このような文化財をとりまく情勢の変化に対応し、合併した新しい自治体として、町民や社会の要請に対応できる新たな文化財保護と活用に関する構想を策定します。

本基本計画の構成は 2 部構成とし、I 部では与謝野町の歴史を概観し、それに基づいて個別テーマで文化財を文化遺産として位置付けてどのように保存し活用を図るのかについて記述しています。

II 部はそのような個別テーマを進めていく上で、どのようなことが必要になるのか、将来展望を述べていき、協働の観点からそれぞれの主体での役割を明らかにしていきます。

2.文化財と文化遺産（註 1）

近年、文化遺産という言葉がよく使われるようになってきましたが、『文化遺産国際協力コンソーシアム』によると、文化を共有する集団にとって価値があり、後世の人たちに守り引き継いでいきたいと共通認識されるものが文化遺産とされています。（註 2）

この考え方からすると、文化遺産とは文化財を核として、それに関係する人々の生活やそれらを取り巻く景観、あるいは人々が精神的なよりどころとしているような祭りや年中行事など無形のものも含めて文化遺産というようになっています。

これまでの文化財の保護は個々の点としての文化財を対象にしてきましたが、これからはその文化財に関係する人だけでなく、その文化財を共有している町民が後世の人たちに伝え残していきたいと思えるような価値をもつ文化財を文化遺産と位置付けていくことが大切と考えられます。

文化財と文化遺産の違いは、そこに文化的価値があると認められるものが文化遺産とな

りえるということで、文化財イコール文化遺産ということではなく、文化財を含むより大きな価値が付与されたものが文化遺産といえます。

3.まちづくりとの連携

与謝野町総合計画の基本計画では、文化財保護に関する施策の指針について、「町民の文化及び地域の文化の向上発展の基礎である文化財について、与謝野町文化財保存活用基本計画に基づいて、その保存及び活用を図ります」とされています。

また、その活用については「古墳公園や重要伝統的建造物群保存地区などの文化財の活用や、文化財ボランティアの活用、文化財マップの作成、観光との連携など、文化財について知り、学ぶ機会づくりに取組みます。」となっています。

文化財はその町固有の長い歴史と文化によって育まれたもので、これからのまちづくりを進めて行く上では、文化遺産という位置付けの基に、町民は町の歴史や各地区の歴史と個性を理解しないと本当の意味でのまちづくりはできません。

また、人々は地域や地区固有の歴史と文化を学習することによって、そこに住むことに対して誇りが生まれ、次第にまちづくりに関心をもつようになってきます。与謝野町の各地区や地域には豊かな歴史、そしてかけがえのない文化財が息づいており、それらを文化遺産と位置付けて、まちづくりと連携させていくことは、住民が主体的となるまちづくりが生まれてくる可能性を秘めています。



旧尾藤家住宅 ひな人形を説明する管理員



旧尾藤家住宅 ひな人形作りの風景

第 I 部 与謝野町の文化遺産

1. 歴史の変遷

与謝野町は、大江山と阿蘇海に象徴されるように山と海にかこまれた自然空間と、ちりめんなどの産業発展による町並み・豊かな農村景観、そして古代から連綿と続く人々の暮らしを示す数多くの遺跡が特徴です。

また、この地域は日本海に飛び出した丹後半島にあることで、大陸と日本列島を結ぶ交通の拠点として重要な位置をしめてきました。このことは、どの時代を通じても言えることであり、与謝野町にとっても特に重要な点です。

次に、そのように重なりあっている歴史を時代ごとに整理して、与謝野町固有の文化遺産を明らかにしていきます。

① 古 代

縄文時代の様相はよくわかりません。弥生時代になると各所に集落が営まれ、明石の日吉ヶ丘遺跡では鉄加工や玉製作などが行われ、貼石墓はいしぼと呼ばれる大きな墓もつくられました。また、岩滝の大風呂南 1 号墓からは中国製のガラスの腕輪が出土しています。

古墳時代には古墳公園の蛭子山古墳えびすやまに象徴される大型古墳が築造され、町内には 1500 基もの古墳が造られました。

その後、奈良・平安時代には平城京や平安京から丹後国府に至る官道が町内を南北に走り、国司が馬を乗り継ぐ駅家として勾金駅まがりがねがあったようです。平安時代の史料には、絹織物の装束が生産されていた様子が伝えられています。

② 中 世

中世の町域は、絹織物をはじめとする織物生産で栄え、京都の社寺による庄園となっていました。中でも加悦庄は室町幕府中枢の足利氏の庄園となり、武士の袴に使用する厚手の丹後精好せいこうと呼ばれる絹織物を生産していました。

戦国時代には守護代延永氏と国人石川氏が対立し、その争いに守護一色氏の家督争い、さらに隣国若狭守護武田氏、越前守護朝倉氏、幕府管領細川氏がからむ大戦争が加悦と府中で繰り広げられ、数千人の死者を出して、あたりは焼け野原と化したといえます。

その戦争により、最終的には石川氏が勝利を収め、守護一色氏が石川に城と守護館を構えましたが、織田信長の丹後攻めにより細川藤孝（幽斎）が丹後を支配し、今日の野田川・加悦地域は細川氏の重臣有吉氏が支配しました。

岩滝は雪舟の天橋立図にも描かれ、大型の船が停泊するなど港町の様相を呈しています。

③ 近 世

近世の町域は宮津藩に属し、現在の大字に繋がる村が 20 ヶ村成立し、今日の基礎が形成されました。中世以来の絹織物生産は次第に低調となり、それを打破するために享保 7

年（1722）加悦の手米屋小右衛門、三河内の山本屋佐兵衛が京都西陣でちりめん製織技術を学び、以来ちりめんが広まりました。19世紀に入ると岩滝では日本海の廻船業が盛んとなり、北国と大坂を結ぶ北前船が就航しました。このように産業構造からみると、加悦・三河内・後野地区では織物業が中心に、岩滝では廻船業が中心というように、その地区ごとの特色が出始めた時代でもあります。

また、各村には中世以来の寺院がありましたが、18世紀にはいつて徐々に整備されていき、今日見られる寺院の伽藍ができました。今日、加悦谷祭や岩滝祭とされている祭礼行事も、ちりめんの発展とともに18世紀後半から各村に広がり今日の隆盛となり、幕末を迎えます。

④ 近 代

明治時代に入り、町域は宮津藩から豊岡県を経て明治9年に京都府となり、新しい時代が始まりました。また、各村を結ぶ道路網は徐々に整備されましたが、鉄道の普及は遅く、大正後期になってやっと町域に国鉄宮津線が開通しました。そして、昭和2年3月7日、丹後大震災に見舞われ、甚大な被害が出ました。その災害復旧では道路が新しく造られたりし、以後の町づくりに大きな影響を与えました。

町の基幹産業である織物業は景気の動向に左右されながらも成長を続け、戦後の好景気を迎え、また農業は構造的な問題を抱えているものの、新たな成長をみせています。

与謝野町の町域は、近世以来のちりめんに代表される織物業に支えられた地区と伝統的な農業に支えられた地区に大きく分けることができ、その基本的な性格は継承され、今日、それぞれの地区の個性となっています。

2. 各文化遺産の特性

与謝野町には古代からのさまざまな文化財が数多くあり、今日まで先人たちの努力により保存されてきました。これらは、文化財を単体として保存活用するのではなく、その文化財を取り巻く歴史、風土や文化を背景にして総合的に把握して、それぞれのテーマに基づいて文化遺産として活かしていくことが求められます。

そこで、それらの文化遺産は町にとってこれからのまちづくりを行う上で基礎となるものであることから、それぞれの特性ごとに遺産を整理し、どのようにして、将来に伝えていくのかについてプランを考えてみました。



岩滝の町並み

① 文化的景観

文化的景観の概念は、平成 17 年 4 月から施行された改正文化財保護法に新たに加えられました。文化的景観とは、地域における人々の生活や生業、その地域の風土により形成された景観地で、日本人の生活や生業の理解に欠くことができないものです。

水田や里山、小川などの日常的な景観が次第に失われつつある今、日々の生活や生業に根付いた風景の大切さを理解し、保護していくことが重要となっています。

○今日の姿

本町は大江山山系を源とする野田川が貫流し、穀倉地帯の加悦谷を潤して阿蘇海に注いでいます。加悦谷から見える大江山連峰はたおやかな山並みを見せ、春には新緑、秋には全山が紅葉するなど町を代表する景観です。また、阿蘇海は天橋立の内海として冬にはコハクチョウなどの渡り鳥も飛来するなど、季節感にあふれた環境です。

そのほか、大江山からの傾斜地には棚田が連続し、野田川近くには広い水田が続いています。このように、与謝野町には山・海・農村とそれぞれ異なる景観がよりよい状態で保たれています。

○保存と活用プラン

大江山の山並み、加悦谷の田園風景、阿蘇海の海辺の美しさは町の景観を代表するもので、特に、大江山山系から棚田が延びている景観はふるさとの原風景といえるもので、価値評価の必要があります。これらの文化遺産をこれからも守っていくために、川や海の実環境維持や、各種開発との調整に努めていきます。



野田川と大江山



阿蘇海とコハクチョウ

② 町並み(伝統的建造物群保存地区)

伝統的建造物群の保存は昭和 50 年の文化財保護法の改正から新たに盛り込まれた制度で、国が各地で取り組まれている住民と市町村が主体となった町並み保存を国として支援する制度です。平成 19 年 12 月で全国で 80 の町並み地区が国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けて、町並み保存が行われています。

○今日の姿

加悦伝統的建造物群保存地区は、平成 17 年 12 月に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、平成 18 年度より本格的に建造物の保存修理事業が国庫補助事業として開始されました。

また、加悦地区以外にも与謝野町には町並みが残されている地区がいくつかあります。

丹後ちりめんによる賑わいを伝える町並みは、三河内や後野地区の町並みなどに残されており、「機屋窓」と呼ばれる腰高の格子窓や虫籠窓、エンガキなど、ちりめん産地独特の町並み景観を醸し出しています。

また、与謝地区の二ツ岩の町並みも与謝峠の峠下集落としての面影をよく残しています。

岩滝は文亀元年(1501)頃に描かれた雪舟の「天橋立図」に、数多くの建物があり、浜には舟が 3 艘描かれるなど往時の賑わいを伝えています。江戸時代後期から、ちりめん問屋が北前船を持って廻船業を繁栄させ、海運の町として発展してきた町並みが残されています。

○保存と活用プラン

加悦重要伝統的建造物群保存地区では、平成 18 年度より建造物の修理事業が開始され、今後も修理が進んでいきます。その修理事業をスムーズに進めるために、建造物の所有者、町行政、保存会などが連携を取って、組織づくりを含めた取り組みを進めていく必要があります。そのために、地元住民・保存審議会・町行政により「与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存活用基本計画」を策定し、それに基づいて修理を進めていきます。

また、地震や火災などの災害から保存地区を守るため、防災施設の整備や地区住民の防災訓練を進めていきます。

他の町並みが残る地区では地域の歴史や文化の学習を進め、住民が町並みについて関心をもつように取り組んでいきます。



加悦伝統的建造物群保存地区

③ 神社と寺院の文化財

町内には、町民の生活と関係の深い神社と寺院が多数あり、そこには社寺建築、神像・仏像、絵画など多くの文化財が残されています。

○今日の姿

神社は、各地区の氏神として地元住民の信仰の対象となっています。また、寺院の中には、平安時代からの法灯を今日まで伝える寺もありますが、その多くは中世以来の真言宗や浄土宗、浄土真宗、日蓮宗、臨済宗、曹洞宗の寺院で、宗派としては臨済宗が多くを占めています。

今日見られる寺院の建築は、江戸時代中期の18世紀後半以降のものが多く、17世紀以前の寺院建築は与謝野町にはありません。また、神社建築も同様ですが、社殿の新築にともなってそれ以前の社殿が脇に残されている場合があります。

○保存と活用プラン

神社と寺院の文化財は氏子や檀家の皆さんが日常的に関わっていますので、その方々が主体になって保存を進めていくものです。数多い文化財の中でも、町民には最も親しまれていますが、社寺建築の調査は十分ではなく、今後はまず建造物としての調査が必要です。その調査に基づいて、建物のいたみなどを把握した上で、所有者で修理などの対策を考える必要があります。



町指定 宝巖寺の山門



町指定 八幡神社末社恵比須神社本殿

④ 暮らしと祭り

民俗文化財とは、人々の日々の暮らしの中で生み出されてきたもので、有形文化財と無形文化財に分けられます。有形文化財は生活に関係する道具などで、無形文化財は祭礼や年中行事などをいいます。民俗文化財は時代やそれを伝える主体によって変化していく性格のものであります。

○今日の姿

有形文化財は、与謝野町の産業が江戸時代以来のちりめん産業と、米作に代表される農業、さらに海と川そして陸上交通などの要衝の地にあることから、それらに使われた生活用具となって今日まで残されています。これまでに、町として収集に努めてきたことから、膨大な量の資料が集積され、三河内郷土資料室と古墳公園内の旧丸岡家住宅で展示を行っています。

無形文化財は、丹後ちりめんを通じて京都との結び付きが強く、その影響から山車や屋台の巡行、神楽、太刀振り、笹ばやしなどの祭礼行事が毎年4月末から5月初めにかけて各地区で行なわれています。

そのうち、後野の屋台行事と三河内の曳山行事は、特に丹後ちりめんによる繁栄を伝えるものと言え、京都府登録文化財に登録されています。

また、各地区には日々の暮らしに関係した年中行事が数多く残されています。

○保存と活用プラン

有形文化財はそれ自体として形があるものですので、かつての暮らしを伝えるものとして収集に努め、保存して公開していきます。

無形文化財は時代とともに変化していく性質がありますので、その保存と伝承については各地区や関係団体で努力をされていますが、後継者が不足している地区もあり、今後その伝承と現状について映像等での記録を作成し、保存していくことが望まれます。



府登録 後野の屋台行事



府登録 三河内の曳山行事



府登録 木積神社祭礼

⑤ 遺跡と古墳

与謝野町には、縄文時代から人々が住みはじめ、人々の暮らしの跡である遺跡が数多く残されています。町内にムラなどの遺跡は72ヶ所、古墳は1500基、山城跡や寺院跡は54ヶ所、合計1626ヶ所もの古墳や遺跡があります。(遺跡などの数は平成20年3月現在)

○今日の姿

人々の暮らしの場であった遺跡は弥生時代から存在が明瞭になり、河岸段丘など小高い場所に造られました。中には明石地区の須代遺跡や日吉ヶ丘・明石墳墓群遺跡のようにムラの周囲に大きな濠をもつムラも現れ、町内の各所にそれらの遺跡が残されています。

古墳は京都府下総数の16%を占めており、その分布は全町的に広がっていますが、特に野田川東岸に密集している傾向があります。その中で国史跡の指定を受けているものが4基(蛭子山古墳、作山古墳、白米山古墳、日吉ヶ丘遺跡)あり、そのうち蛭子山古墳と作山古墳は古墳公園としてすでに整備されています。

これまで町内では、数多くの発掘調査が行なわれ、古代～近世に至る多数の遺物が出土しており、町内の歴史を語る上でなくてはならないものとなっています。

その中でも特に重要なものは、平成13年6月に国の重要文化財に指定された大風呂南1号墓出土遺物です。そのガラス釦は古代の中国で作られた日本では8例しかないもので、遺存状況は日本で最高のものです。平成14年度より国庫補助で保存修理事業を実施し、18年度で修理が完了しました。

○保存と活用プラン

遺跡や古墳の分布は昭和60年頃に調査が実施されて大まかな分布状況は把握されていますが、さらに詳しい分布調査を平成19年度から5ヶ年計画で実施しています。

1600ヶ所を越える遺跡は山の中や田畑の下にあったりして、今日まで保存されてきましたが、今後は道路建設など各種開発によって破壊される可能性もありますので、分布調査の結果は遺跡地図などにして町民にお知らせし、遺跡の保存に努めます。

大風呂南1号墓出土遺物は古墳公園はにわ資料館での保管展示を行うため、施設の改修をします。



史跡 日吉ヶ丘墳丘墓

⑥ 戦乱の歴史と山城跡

室町時代を中心とする中世は、応仁の乱以降の戦国期のように戦争が打ち続いた時代で、町内には48ヶ所の山城跡と6ヶ所の寺院跡が確認されています。

○今日の姿

中世後期の戦乱の時代、武士は平地に館を構え、その背後の丘陵に山城を築造しました。特に16世紀初めの永正年間には室町幕府をも巻き込むような大戦争が2回起こり、各地が焼け野原になったと伝えられています。また、織田信長の全国平定にともない、丹後も細川氏による戦いがあり、その時期にも多くの山城跡が造られました。

その他、町内には、岩屋雲巖寺や金屋三縁寺、下山田菩提寺などの中世寺院や地蔵山遺跡・福井遺跡などの中世の墓地遺跡もあり、原形をよく留めている山城とともに、中世の歴史を学ぶ上では格好の教材です。弓木城跡は丹後守護一色氏滅亡に関係した城という有名な伝承があり、測量や発掘調査でその一部が明らかになっています。

○保存と活用プラン

町民には中世の時代についてこれまで積極的に講座などを実施してこなかったこともあり、その時代についての理解が十分ではないと思われます。ただ、室町時代に始まった茶の湯や生け花、芸能やすまいの概念など、今日の精神生活に直接繋がるものが多く始まった時代であることから、古代以上に大切な時代といえます。

したがって、今後は中世などをテーマにした歴史講座などを積極的に実施し、その山城跡などの戦争に関するものだけでなく、寺跡などの遺跡も紹介していく必要があります。

また、石川は戦国時代の丹後守護一色氏が館を構えた場所で、当時の資料から石川は中世都市となっていたようですので、住民とともにその解明に努めていくことが望まれます。

弓木城跡は与謝野町で最も著名な城ですので、今後その実像を明らかにして、活用を図っていくことが必要となります。



金屋城跡

⑦ 交通の歴史「加悦鉄道」

明治時代には各地で鉄道建設が盛んに行われますが、丹後で鉄道建設が始まったのは大正時代に入ってからでした。舞鶴と豊岡を結ぶ鉄道は国により宮津線として建設されましたが、宮津線は加悦谷をかすめただけでした。そこで、加悦と宮津線を結ぶ鉄道をつくろうとして、800人を越える人たちが集まって加悦鉄道株式会社をつくり、大正15年12月5日に加悦駅と宮津線の丹後山田駅を結ぶ一番列車が走りました。その後、戦時下では大江山のニッケル鉱山まで路線を延ばしましたが、社会情勢の変化から、加悦鉄道は昭和60年4月30日を最後に廃線となりました。

また、道路は明治時代に入って次第に整備され、福知山と与謝野町を結ぶ与謝峠は明治30年代に改良され、出石とを結ぶ岩屋峠は明治15年ころから改修が行われました。

○今日の姿

大正15年の加悦鉄道開業時から活躍した蒸気機関車や客車は、滝の加悦SL広場に展示されています。中でも明治6年、イギリスのスティーブソン社製の旧加悦鉄道2号蒸気機関車（国指定名称は123号機関車）は開業当時より加悦・丹後山田間を走り、国の重要文化財に指定されました。

また、他の車両群のうち、昭和20年以前に建造されたものは与謝野町の指定文化財に指定され、大正15年建築の加悦駅舎は町文化財に指定され、曳き移転修理されて鉄道資料館として活用されています。

○保存と活用プラン

加悦鉄道の車両群は、鉄道という交通手段でこの地域を近代化した証で、個々の車両は価値の高いもので、所有者のカヤ興産㈱により加悦SL広場で展示公開されています。今後も修理を行いながら、所有者やNPO法人加悦鉄道保存会の方で保存と活用が進められていきます。

また、加悦駅舎は与謝野町観光協会に指定管理され、貴重な加悦鉄道の資料を保管展示しています。



重要文化財 123号機関車



町指定 キハ101号内燃動車

3.文化遺産公開施設の活用

町内には5つの文化遺産公開施設があります。各施設の運営方法は、加悦椿文化資料館・旧尾藤家住宅・古墳公園では、指定管理者により民間のノウハウを活かした管理運営が展開され、江山文庫と三河内郷土資料室は町の直営となっています。

その他に整備された遺跡や古墳として、古墳では森林公園内の小森山1号墳、滝岡田古墳、中世墓地では地蔵山遺跡、福井遺跡などがあります。弥生時代の大型の墓である日吉ヶ丘遺跡は仮整備をしていますが、本格的な整備はこれからです。

○今日の姿

① 古墳公園

古墳公園は、平成4年11月にオープンして以来、歳月が経過し、施設の老朽化が進んでいます。18年9月から指定管理者により管理運営され、はにわ資料館の役割を単なる「古墳のガイダンス施設」に加え、「体験をメインとした施設」への脱皮を図るべく、体験ソフト事業の開発に取り組んでいます。今後はさらに民間のノウハウを活かした事業を展開しながら、その方向を深化させていきます。

また、重要文化財「大風呂南1号墓出土遺物」をはじめとする発掘調査の出土品を収蔵展示し、町民はもとより広く一般への啓発を進めていきます。

② 江山文庫

江山文庫は、平成6年に個人から寄贈を受けた短歌・俳句資料を保存活用し、地域文化の振興を図ることを目的に開館し、直営で管理しています。与謝蕪村、与謝野鉄幹・晶子ら文人のゆかりの深い与謝野町として、今後も短歌・俳句や絵画などの展示を中心に運営していきます。

③ 加悦椿文化資料館

加悦椿文化資料館は、平成8年に開館し、18年9月から指定管理者により管理運営しています。展示は開館当初より滝のツバキを前面に出した展示を行なっていますが、今後は、ツバキはもとよりもっと視野を広げ町内の自然文化を紹介する館として位置付け、幅広い展示を考慮する必要があります。

④ 三河内郷土資料室

三河内郷土資料室は、平成13年4月に昭和30年代の生活とちりめんを中心とする展示施設としてオープンしました。開室当初より、手に触れて昭和時代の生活を体験できる資料室を掲げ、地元の小学生を中心とした利用がされています。今後は、手機体験を提供する場を増設するなどして、広く一般への啓発に努めます。

また、本資料室の近くに民家を借り上げた民俗文化財の収蔵施設がありますが、今後は収蔵方法を見直す必要があります。



⑤ 旧尾藤家住宅

旧尾藤家住宅は、平成 16 年 10 月にオープンし、18 年 9 月から指定管理者により管理運営しています。今後も、民間のノウハウを活かした事業を展開して、加悦伝統的建造物群保存地区の拠点的な公開施設として活用していきます。

⑥ 農村文化保存伝習センター

明石地区にある農村文化保存伝習センターは、昭和 56 年、民俗資料を中心に収蔵保管し、展示公開する施設として開館しました。

その後、古墳公園はにわ資料館が平成 4 年に開館したので、展示部門をはにわ資料館に移し、民俗・埋蔵文化財を収蔵保管する施設となりましたが、収蔵庫は一杯になっています。今後はこれら資料の収蔵保管体制の見直しが必要です。現在は、集会室を桑飼小学校区の学童保育施設に貸与しています。

⑦ 小森山 1 号墳、滝岡田古墳、地蔵山遺跡、福井遺跡

2 つの古墳は発掘調査後、町で整備事業が実施され、町で草刈などの管理をしています。地蔵山遺跡と福井遺跡は地元で管理されています。

⑧ 日吉ヶ丘遺跡

日吉ヶ丘遺跡は発掘調査後、町が土地を買い上げて国の史跡に指定されました。今後は史跡の本格的整備に向けて町民に対して遺跡についての学習を行い、整備に向けた土壌づくりを進めていく必要があります。

○今後の方策

これらの 5 ヶ所の展示施設と収蔵施設は建築後、20 年近く経過しているものもあり、今後施設の老朽化が懸念されます。また、展示施設は建築当時の展示を更新していないままで、新たな集客をめざした設備の改修が必要となってきます。

また、施設の管理は 5 施設中、3 施設が指定管理制度を導入しており、管理者の努力もあり入館状況は微増の傾向にあります。今後は残る 2 施設についても指定管理制度の導入の是非について検討を行い、町民に利用され一層効率的な管理を進めていく必要があります。小森山 1 号墳などの古墳や遺跡は、今後はもっと町民に周知を行い、地域の歴史を知る教材として活用されることが望まれます。



古墳公園全景



椿文化資料館

第Ⅱ部 文化遺産基本計画

1.文化遺産保護の基本理念

与謝野町には、重要文化財大風呂南1号墓出土遺物や史跡蛭子山古墳、加悦重要伝統的建造物群保存地区など多くの文化財が残されています。これらの文化財はその希少性や優品性によってその価値が評価されて保護の対象とされました。

しかし、これからは町民が親しみ、身近な存在と認識している文化財をより価値を高めて文化遺産と評価し、その保存と活用に取り組んでいきます。

与謝野町としての文化遺産の保存が進むと、町民にもその認識が深まり、その保存と活用に町民が関わっていくこととなります。それが町行政と住民との協働に繋がっていきます。

2.文化遺産保護活用の基本方針

文化遺産の保護と活用は、最初にしっかりとした調査と研究が必要です。それが十分でないとその価値の評価ができません。ここでは文化財としての調査から始まり、価値の評価から文化財の指定、文化遺産としての整備・活用までの方針を定めます。

① 調査と研究、啓発

最初は個々の文化財の基礎となる調査を個別的行います。その調査に基づいて、その文化財がどのような環境にあり、歴史的にどのような位置にあるのか評価をします。

その文化財を取り巻く環境やそれに関係する町民がどういう位置にあり、どのような社会的関係にあるのか、そのような調査も合わせて行います。

そのような重層的な調査を踏まえて、文化財の記録化を行い、文化財台帳の整備を進めていきます。また、調査の結果は報告書を作成し、町民にも公開していきます。また、調査の段階で学校との連携も大切で、児童生徒とともに調査を進めることも視野に入れます。

② 保存と管理

調査研究により保存することが望ましいと判断された文化財は、保存の措置が図られます。ただ、文化財が破壊などの危機に瀕する、あるいはそれを取り巻く環境の変化から形や内容が変化したりするとみられる場合は緊急に措置をとらなければなりません。

そのため、その文化財に関係する町民がその保存に関心を持ち、身近かに思えて、その保存に協力を得るなど、日常的な協力体制をつくっておくことが大切です。

③ 指定・登録

保存を図ることが決まり、その価値が評価された文化財は与謝野町文化財保護委員会の審議を経て、教育委員会で文化財の指定を行います。与謝野町文化財保護条例では登載文化財の制度を取り入れていますので、指定に比較して規制が緩やかな保存措置である登載文化財制度を活用します。

④ 整備・活用

指定・登載された文化財は、町民に周知していきます。まず、文化財は広く町民に周知され、その意味が理解されないとその価値が高まりません。

指定文化財はそのすべてが整備され、活用できるものではありません。一定の社会的条件を充たしていないと整備できませんし、整備を行うと必ずその管理がついてきますので、整備はその後のコストを見込んだ上で整備をしていく必要があります。

3.文化遺産保護と活用の展開

前項の基本方針に基づいて、具体的に文化遺産の保護と活用をさらに展開していく方策について考えていきます。

① 文化財保護委員会

文化財の保存や活用については文化財保護委員会の役割が重要になってきます。そのため、委員会では教育委員会に対して文化財の保存や活用について、積極的に提言をしていきます。

② 文化遺産に携わる関係者の育成

文化遺産は文化財を取り巻く社会的環境や町民との関わりがあって文化遺産となりえるもので、それに関係する人たちの育成は重要です。文化遺産を守り伝えていくには、単にその価値を損なわないように保護してだけでなく、地域の人たちが積極的に身近な文化遺産の保存と活用に関わる機運を醸成していくことが必要です。

さらに、息長く続く保存の取組みの中で、文化遺産に関係する町民がその価値をわかりやすく他の町民に伝えていくことや、そのような人材を育成していくことが大切です。

③ 地域が主体となる活用

文化遺産はそこに住む町民がそれをどのように見て、日々大切に思い、接しているかが大切な点です。町民の文化遺産を見るまなざしから、その保存と活用が生まれてきます。

地域がその文化遺産をどのように見ているのか、またそこに住む人々がどのように関わっているのか、それらの気風を高めることによって、町民主体となる取組みに発展していきます。

それには、その文化遺産をよく知り、さらにそれを取り巻く独自の歴史や文化を理解することから、そのような遺産に接することへの喜びと誇りが生まれて、地域が主体となる保存と活用に結びついていきます。

④ 子どもたちと文化遺産

次世代を担う子どもたちが地域の文化遺産に親しむことは、生まれ育った地域に対して誇りを持つことに繋がります。そのために、子どもたちが地域に伝わる民俗芸能などの伝統行事を体験し、またその他の文化遺産に触れることは大切なことです。

また、文化遺産は学校において社会科や総合学習の中で大きな役割を果たすことができる教育素材ですので、学校と地域が連携して教育や学習の中で活用していくことは有益です。

⑤ 情報発信

町の文化遺産としてどのようなものがあり、それに親しむ機会を増やすために、情報を公開していくことは重要です。その情報を得るための手段としてインターネットが広く利

用されており、貴重な情報源となっています。これからは、インターネット上での情報発信が最も有効な手段であるとして、町のHP等を有効に活用して、所有する文化遺産の情報を発信するよう努めます。

また、町の文化財がどこにあるのかを町民に知らせるために、文化財地図やそれらを巡る散策コースを提示することも有効です。

⑥ 他行政分野との連携

文化遺産を将来の世代に伝え、活かしていくには文化財担当部局の教育委員会だけではなく、まちづくり担当や観光担当など他の行政分野との連携が必要になってきます。

また、建造物の分野では防災という観点が必要になってくるなど、町民が主体となって貴重な文化遺産を災害などから守るという取組みに発展することが望まれます。

4. 所有者・町民・事業者・行政の協働と役割（自助、共助、商助、公助）

① 所有者の役割（自助）

指定文化財を含め文化遺産の所有者は、日常的に文化財を管理し、良好な状態に維持しなくてはなりません。また、指定文化財が毀損した場合は、所有者の責において修理をしなくてはなりません。修理には町などから補助を受けることができます。

② 町民の役割（共助）

町民は、この町がこれまで歴史的発展を重ねた結果、今日があることを認識し、与謝野町が文化遺産に恵まれた町であることを理解し、地域に残された文化遺産の所在を知り、行政と協働・連携してその保護に協力します。

また、地域に伝わる伝統的な行事や祭りに参加し、その継承と発展に努め、後継者の育成をしていきます。さらに、地域の次世代を担う子どもたちが伝統的な文化や文化財に親しむ機会をつくり、子どもたちと地域の大人たちがともに地域の歴史に対する理解を深めていきます。

③ 事業者の役割（商助）

事業者は、町内で開発行為や建築行為などの各種事業を進める場合、教育委員会と調整を図り、その上で開発予定地区に所在する文化遺産の保全とその環境に配慮した開発行為を行います。また、加悦伝統的建造物群保存地区では建造物の修理が進んでいますが、修理には各事業者の協力が不可欠で、修理技術の向上に努めていきます。

④ 行政の役割（公助）

町行政は、文化財保護法及び与謝野町文化財保護条例に基づき、文化遺産の保護・活用・啓発に努め、文化遺産の所在調査などを進め、町にとって特に重要な文化財は指定を行い、保存を図ります。

町内の各地域に伝わる伝統芸能や伝統行事などの継承と発展を支援し、伝統的な町並みや歴史的風土・景観の保全と活用に努めます。

埋蔵文化財については、詳細な分布調査を行い、開発行為が文化遺産に及ぶ場合は適宜

発掘調査を行い、適切な措置を行います。

文化遺産を保全する団体やそれを支援、あるいはそれらについて学習する取り組みを進めている団体に情報の提供を行い、その育成や支援に努めます。

古墳公園、加悦椿文化資料館、旧尾藤家住宅などの指定管理者制度による管理施設、江山文庫と三河内郷土資料室などの直営施設で企画展示を積極的に実施していきます。

⑤ 協働

文化遺産は地域で育まれて、地域の人々の手によって長く伝えられ、その地域の歴史や文化を背景にして周辺環境の中で総合的な存在として残ってきました。

これからは、町民が中心となって、豊かな社会生活を実現する社会資本として文化遺産を活用し、社会全体で文化遺産を取り囲む環境を整えていく必要があることから、その保存と活用は、所有者はもとより、町民・地域・町行政など社会全体で進めていかねばなりません。

註1 ここで使用する「文化遺産」は、世界遺産で定義する「文化遺産」とは異なります。

註2 『文化遺産国際協力コンソーシアム』は、『独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所文化遺産国際協力センター』内に設けられた組織で、海外の文化遺産の保護に関して国内の研究者、支援機関、行政関係者、企業などが一体となって活動していくことを目的としています。



古墳公園 丹後王国古代まつり



雲岩公園ツツジ祭り



ちりめん街道まるごとミュージアム



重要文化財 大風呂南1号墓出土遺物